三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び愛別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道紋別郡興部町字宇津四五二の一地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、四五二の一・四五二の三・四八一・七三三の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、四五一の一、四五二の二、四六五の一、七四六の四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宇津四五一の一・四五二の一・四五二の三・四六五の一・七三三の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道浦河郡浦河町字井寒台四〇六(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野二八の六(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県高知市土佐山中切字ヒライシ一〇五九、一七六七、一七六九、字カミノ地一〇六一、一〇六二、一七七二のハ、一七七三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヒライシ一〇五九・一七六七・字カミノ地一〇六一・一〇六二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町添ノ川字ウケワラビ七八二、七八三、字鎌倉八〇〇から八〇四まで、字西大洞山八二一、字サカリ山八四一、字西内ケ谷八四三の一、字大角豆尻八七二の一、字東内ケ谷八七三の一から八七三の五まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町洞岳字千間二八二〇の七から二八二〇の九まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岩手県紫波郡紫波町片寄字中平一〇八の一七(次の図に示す部分に限る。)、一〇八の二八、一〇八の三〇から一〇八の三三まで、一〇八の一三四、一〇八の一九二、一〇八の一九三、一〇八の一九七、一〇八の二〇一
二　指定の目的　土砂の流出の防備